いろど
彩りコミュナス

IRODORI COMYUNAS

埼玉県行政書士会情報誌

秋号
Vol.17

【巻頭グラビア特集】

見沼通船堀
浦和エリア～見どころ・グルメ サッカーのまち浦和

- 住民票と戸籍のお話／住民票・戸籍Q&A
- 令和２年度 行政書士制度広報月間 10月無料相談会開催
- 令和２年度 行政書士定期無料相談会

70th anniversary
GYOSEISHOSHI LAWYER SAITAMA
埼玉県行政書士会創立70周年記念

江戸時代中期につくられ、江戸との

国指定史跡

見沼

享保 16 年（1731 年）、見沼の新田開発に伴い、周辺の村々の米や産物を江戸に運ぶためにつくられた約 1 キロメートルの運河。見沼代用水東縁及び西縁と芝川を結んでいました。代用水と芝川の水位差が 3 メートルもあったため、2 カ所の関で水位を調節して船を通していました。パナマ運河より約 180 年前につくられ、当時の土木技術を伝える貴重なものです。昭和57年に国の史跡に指定されました。

閘門開閉実演

令和２年度の閘門（こうもん）開閉実演は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止です。代替イベントとして、見沼通船堀現地見学会を秋以降に開催する予定。（さいたま市 HP よりご確認をお願いします。）

閘門式運河とは？

水位差のある運河において、閘門を設置し、閘門の開閉により、水位を調節して船を通すものです。代表的な閘門式運河としてパナマ運河が有名です。

舟運で重要な役割を果たした閘門式運河

通船堀（つうせんぼり）

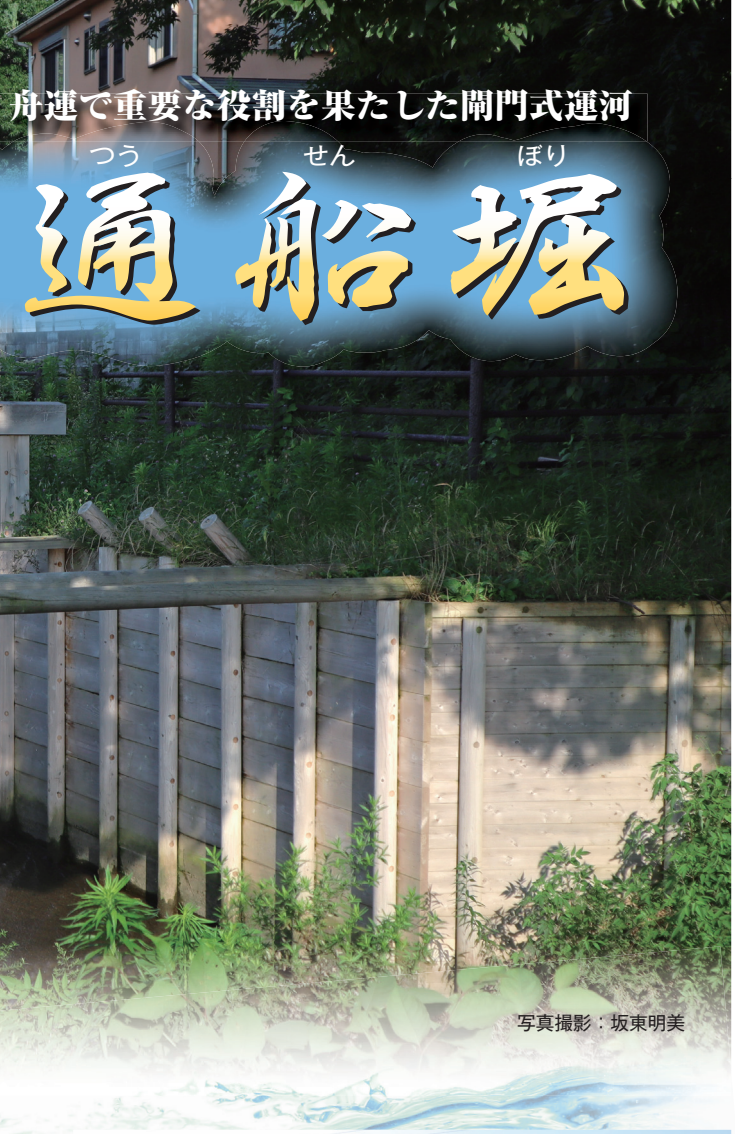

写真撮影：坂東明美

見沼通船堀西縁に隣接する公園。散策道や趣のある竹林などが整備されています。

●最寄り駅
東浦和駅［出口］
徒歩約４分

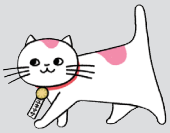

さいたま市/見沼通船堀
詳しくは、サイトで検索!

水神社

水神社は、通船堀の南側の芝川沿い、赤山街道の八丁橋のたもとにある神社です。通船が行われていた当時、周辺の多くの通船関係者の信仰を集めました。

鈴木家住宅

国指定史跡見沼通船堀には、見沼通船において重要な役割を果たした鈴木家の住宅が保存されています。鈴木家の建物のうち、米倉と納屋、２分の１サイズに復元した船を公開しています（母屋は公開していません）。

公開日 / 毎週土曜・日曜（12月28日～1月3日は除く）
時　間 /10：00～16：00

竹林

神秘さも感じられる癒しの空間。竹林には遊歩道も整備されているので散策も楽しめます。

写真撮影：坂東明美（閘門開閉実演写真を除く）

CONTENTS

《巻頭グラビア》国指定史跡 見沼通船堀 / 浦和エリア～見どころ・グルメ / サッカーのまち浦和 …… 2～7

8～ 9…住民票と戸籍のお話
10～11…住民票・戸籍Ｑ＆Ａ
12～13…令和２年度 行政書士制度広報月間
14～15…令和２年度 行政書士定期無料相談会

70th anniversary GYOSEISHOSHI LAWYER SAITAMA
埼玉県行政書士会創立70周年記念

〈協力・情報・写真提供〉
埼玉県庁・さいたま市 観光国際課・さいたま観光国際協会・さいたま市教育委員会 文化財保護課・浦和レッズ・調神社・中村屋・彩果の宝石・菓匠 花見・料亭 玉屋・旬菜料理 でんご・酒蔵 力
〈取材・本文写真撮影〉田中智子・坂東明美

表紙写真
JR浦和駅 東口
（さいたま市浦和区）

4~6P 浦和エリア 見どころ＆グルメマップ

浦和うなこちゃん像（浦和駅西口）

浦和エリアの名物であるうなぎをPRするため誕生しました。漫画家の故やなせたかしさんがデザインをしたキャラクター。さいたま市の観光大使も務めています。

浦和エリア 見どころ

明治2年（1869）浦和県発足当時から現在地に置かれています。明治４年（1871）埼玉県成立当初は岩槻町に置かれる予定でしたが、適した建物がなく浦和の庁舎が使用され、明治23年（1890）浦和町を県庁所在地とする勅令が公布されました。現第一庁舎は昭和30年（1955）に完成。

埼玉県庁

写真撮影：坂東明美

さいたま市浦和区高砂3-15-1　☎048-824-2111（代）

浦和くらしの博物館民家園

江戸時代末期から明治初期の伝統的な建造物を移築復原し、過去の生産・生活用具を中心とした民俗資料を収集・保存を行いながら展示公開している野外博物館です。

開館時間/ 9：00～16：30
休 館 日/月曜日（休日を除く）、休日の翌日、年末年始
休館日は変更になる場合があります。HPでご確認ください。
入館料 無料
さいたま市緑区下山口新田1179-1
☎048-878-5025

写真撮影：坂東明美

さいたま市立浦和博物館

写真撮影：坂東明美

明治11年（1878）に建てられた埼玉県師範学校校舎「鳳翔閣」の一部を復元した建物で、館内には考古から近代にいたる資料を展示しています。

※令和３年３月31日まで修繕のため臨時休館しています。
さいたま市緑区三室2458

松尾芭蕉句碑

調神社（つきじんじゃ）

さいたま市浦和区岸町３

地元では「つきのみや」と呼ばれることから月待信仰と重なり、狛犬ではなくウサギの石像が置かれています。また、彫刻、飾りなどいたる所にウサギがおり、鳥居がない全国的にも珍しい神社。毎年12月12日大歳市祭（十二日まち）が行われます。

写真提供：さいたま観光国際協会

写真提供：さいたま観光国際協会

十二日まち

毎年12月12日は調神社とその周辺地域で、明治時代から続く大歳市「十二日まち」が開催されます。明治25年頃から続いているといわれ、旧中山道沿いには熊手、神棚などの縁起物や、食べ物など、多くの露店が立ち並び、大勢の人で賑わいます。

別所沼公園

写真撮影：坂東明美

入園は 24 時間可能　駐車場　４月～９月 / ９：00 ～ 19：00
10 月～３月 / ９：00 ～ 17：30

写真撮影：坂東明美

ヒアシンスハウス

メタセコイアに囲まれた沼には弁天島が浮かび、釣りも可能。周囲には専用の舗装素材による1,000mのジョギングコースや、遊具も設置されており、詩人「立原道造」を記念したヒアシンスハウスや食事ができる別所沼会館もあります。

さいたま市南区別所 4-12-10　☎ 048-711-2290

写真提供：さいたま市

南部領辻の獅子舞

さいたま市の無形民俗文化財。平安時代の武将で、笛の名手でもあった新羅三郎義光が、兄の八幡太郎義家を助けるため奥州に下向した際、軍兵の士気を鼓舞するために舞ったのが起こりとされています。太夫（大獅子）・中獅子・女獅子の3頭で舞う獅子舞は、「竜頭の舞」とも呼ばれ、竜が天を舞うように、また地を這うように華麗で激しく勇壮な舞です。

公開場所：さいたま市緑区南部領辻 2914　鷲神社　　※令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため公開は中止です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの開催・施設の利用時間等変更になる場合があります。事前に HP 等での確認をお願いします。

浦和エリア グルメ

由緒ある老舗の飲食店や銘菓がいっぱいです。

中村家

浦和といえば「うなぎ」。有名な店が多数あります。中村家は昭和12年創業の浦和の老舗鰻店です。甘さひかえめのたれで鰻本来の味を堪能できます。浦和のうなぎをPRし、さいたま市の観光大使を務めている「浦和うなこちゃん」は、店主が漫画家の故やなせたかしさんに依頼して生まれました。
※浦和うなこちゃん像 P4

平　日 11：00～14：00　17：30～20：30　　定休日　日曜・祝
土曜日 11：30～14：00　17：30～19：30　　さいたま市浦和区高砂3-2-12　☎048-822-4993

彩果の宝石

老舗のフルーツゼリー専門店。果物や花をかたどった色鮮やかなゼリーは、40種以上と種類も豊富です。見る者の目を喜ばせる美しさや、上品な甘さは幅広い世代に愛されています。

本　店 9：30～19：00
店休日 元日
さいたま市緑区大間木737-3
☎0120-918-483

菓匠 花見

創業108年の老舗和菓子店。野田の鷺山（現在は緑区野田）に群生していた鷺をモチーフに、白餡に卵を加え焼き上げ、ミルクでコーティングした「白鷺宝」が有名です。

本　店 9：00～17：00 ※時間が変更になる場合があります。
定休日 月曜日・元日
さいたま市浦和区高砂1-6-10
☎0120-873-554

料亭 玉家

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として席数を減らし、営業しております。

閑静な地に佇む昭和2年創業の老舗料亭。四季の移ろいを感じる庭園を眺めながら会席料理を堪能できます。露天風呂付き特別室等、上質な和の空間は映画等のロケ地にも利用されています。

平　日　　17：30～22：00
土日祝（昼）11：30～15：00
　　（夜）17：30～22：00
さいたま市浦和区常盤3-24-7　☎048-886-8027

裏門通り

昭和59年の「道路愛称募集」で、埼玉県庁舎の裏門に通じる道であったことから命名されました。古い街並みが残されつつ飲食店が多数あり、脇道に入ると銭湯やレトロな写真館があるなど、浦和の中心市街では貴重な空間となっています。

旬菜料理 でんご

毎週 土・日
11：00～15：00

新鮮な魚、野菜を使った季節の創作和食20種が月替わりで登場。旬の日本酒、焼酎等が楽しめ、ランチタイムは海鮮丼が人気です。

昼/月～金曜日 11：45～14：00
夜/月～土曜日 17：30～23：30
さいたま市浦和区仲町2-17-10 柳田ビル1F
☎048-822-5103　http://www.dengo2008.com

※新型コロナウイルス感染症の影響で、各店の営業時間が変更になっている場合があります。事前に直接ご確認ください。

サッカーのまち浦和

浦和駅西口バスターミナル

写真撮影：坂東明美

埼玉のサッカーの歴史は古く、今から約100年前の明治41年6月に、埼玉師範学校（現在の埼玉大学教育学部）教諭の細木志朗氏が蹴球部をつくったことにより始められ、同校から多くの指導者が県内の学校に教師として赴任したことから普及・発展しました。現在、さいたま市浦和区は、Ｊリーグの中でもサポーターが熱狂的なことで知られる、浦和レッズのホームタウンとなっています。

さいたま市役所の正面玄関を入ると目に飛び込んでくるのは、「浦和区へようこそ、サッカーのまち浦和」の看板とレッズ選手達の等身大パネル。中央に立てばイレブンの仲間入り!? 人気の撮影スポット。

埼玉サッカー発祥の地記念碑

埼玉サッカーの歴史と伝統を末永く後世に伝えるため、平成９年４月さいたま市役所（当時は浦和市役所）正面玄関前に記念碑が建設されました。

伊勢丹前の入口にあるレッズ選手達の迫力あるパネル。

酒蔵力 浦和本店

第二のスタジアムと言っても過言ではありません。浦和レッズを愛する熱いサポーター達が集まることで有名なレッズファンの聖地。

●全日　15：00～24：00　年中無休

さいたま市浦和区仲町 1-3-7 ☎ 048-822-9443

※新型コロナウイルス感染症の影響で、営業時間が変更になっている場合があります。事前に直接ご確認ください。

JR 浦和駅東西連絡通路とバスターミナルを結ぶ地下通路の愛称は「URAWA　SOCCER　STREET」。レッズオフィシャルショップの「レッドボルテージ」や壁面に設置されたデジタル看板でサッカーのまち浦和の情報を発信しています。

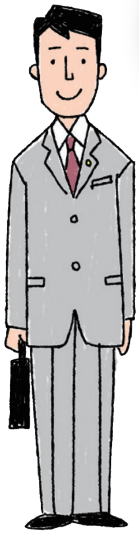

皆さんこんにちは。
行政書士の「くらしまもる」です。
今回は、みなさんに身近な
住民票と戸籍のお話です。

住民票

皆さんが普段の生活の中で住民票や戸籍の証明書を市区町村役場で取り寄せることがあると思います。この二つの証明書は私たちの家庭という社会の最小単位についての基本情報を集めたものという点では共通ですが、**住民票は人の住んでいる『場所』を基準にし、戸籍の証明は人の親子関係という『血縁』を基準にした情報が書かれているという点で大きな違いがあります。**

なぜこのように一つの家庭のありようをわざわざ住民票と戸籍の証明という二つに分けて表すことにしたのでしょうか。それは最後にお話しするとして、まずはそれぞれの特徴を見ていきましょう。

住民票のお話

まずは、住民票から
見ていきましょう。

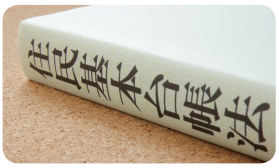

●住民基本台帳法という法律に基づいて発行されます。

住民の“住居関係”を証明するものです。生活の本拠地を置いている市区町村役場で取ることができます。生活の本拠地というと難しく感じるかもしれませんが、大まかにいうと現在住んでいる所です。

住民票には、氏名・生年月日・性別をはじめ世帯主名、世帯主との続柄、住所、住民となった日 、前住所、本籍地、筆頭者名、住民票コード 、個人番号（マイナンバー）が載っています。

●一つの“世帯”を単位として発行されます。

世帯とは「住居と生計を共にする社会生活上の単位」のことです。簡単に言うと、同じ家に暮らしていて家計を一緒にしている人たちです。ちなみに、同じ家に住んでいれば、必ず同一世帯になるのかといえばそうではありません。

例えば…

二世帯住宅などで、夫婦とその両親が家計を別にしていれば、別の世帯ということになります。また、法律上の婚姻や血縁関係は関係ありません。

同棲のカップルの場合、家計が一つであれば一つの世帯になりますし、家計が分かれていれば世帯は二つです。世帯を代表する人が世帯主となります。日本の場合は男性が多いですが、法律により世帯主となる人の性別が決まっているわけではありません。

と戸籍のお話

次に、戸籍のお話です。

●戸籍の証明は、戸籍法という法律に基づいて発行されます。

先ほどの住民票が“住居関係”を証明するものに対し戸籍の証明書は、日本国民の“身分関係”（出生、婚姻、養子縁組、死亡等）を証明するものです。

この証明書は、本籍地のある市区町村役場で取ることができます。戸籍の証明書には、本籍地、筆頭者の氏名、その戸籍に記載されている人全員の氏名・生年月日・父母の氏名と続柄および出生事項・婚姻事項などの身分事項が記載されます。

戸籍は、一組の夫婦とその子（未婚）という単位で作られています。子が婚姻すると、親の戸籍から抜けてその子夫婦の戸籍が新しく作られます。一つの戸籍に入っている人は、すべて同じ姓（氏）を名乗ることになります。本籍地とは、戸籍を置いてある場所のことです。

戸籍のお話

●本籍地は日本国内であればどこでも自由に決められます。

婚姻などで親の戸籍から抜けて新しく戸籍を作るときに本籍地を定めます。ですから、出生地や現在の住所地と違っていても不思議ではありません。

仮にあなたが引越しをした場合は、法律に基づいて、転出や転入の手続きを役所にする必要がありますが、それは住民票のお話です。本籍地は引越しのたびに動かす必要はありません。

●戸籍の筆頭者とは?

これは一つ一つの戸籍につけたインデックス（表札）だと思ってください。必要な戸籍の証明を取る際に、筆頭者名を申請書に記載する必要があります。役所の職員さんが膨大な戸籍の中から、必要なものを素早く探し出す検索の役目を果たします。

一般的な日本の家庭においては、「戸籍の筆頭者」や「住民票の世帯主」が父親であることが多いと思いますが、そもそも戸籍と住民票は別の制度なので同一人物ではなくても良いのです。ちなみに婚姻時に女性の姓（氏）を男性が名乗ることに決めれば戸籍の筆頭者は女性になります。

ここまで、住民票と戸籍について簡単にお話しました。

実は、明治時代初期の戸籍制度は、現在の戸籍と住民票の制度を合わせたものでした（明治５年戸籍法）。当時は国民の８割が農業に従事していました。大家族で同じ家に住み、同じ地域で共同体として一生を終える人が多かったので、当時の戸籍はおのずと住民台帳としての役割も果たすことができました。やがて日本の産業が発達し、地方から都市部へ大勢の労働者が集まるようになるともはや、戸籍の本籍地と住所が必ずしも一致しなくなります。

そこで、数々の法改正を経て現在の住民基本台帳の制度ができ上がりました。住民票と戸籍、似ているようで違うというのは、もともと一つだったものが二つに分かれたからだといえるかもしれません。

住民票Q&A

Q.1
配偶者からのDV（ドメスティックバイオレンス）がひどく引越しを余儀なくされましたが、新しい住所を配偶者に知られたくありません、どうしたらいいでしょうか。

A.1
住民票の閲覧を制限する制度があります。住民票や戸籍関係の住所がわかる公的証明書を、自分以外が閲覧・取得できなくなる制度のことです。正式名称は「住民基本台帳事務における支援措置」といいます。住民票や本籍地のある市区町村役場に「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出してください。

Q.2
夫（妻）が単身赴任する場合、住民票を移すべきでしょうか。

A.2
生活拠点をどこに置くかで、住民票を移すかどうか判断をします。
法律で決まっているわけではありませんが、転勤先での赴任期間が1年以内であれば、住民票の異動は不要とされています。

戸籍Q&A

Q.1
戸籍謄本と戸籍抄本の違いは何ですか。

A.1
戸籍の謄本、抄本もどちらも戸籍簿を写したものです。謄本は全員の情報が記載されているものです。抄本は一部の方の情報が記載されたものです。コンピュータ化後の戸籍では、謄本を全部事項証明、抄本を個人事項証明といいます。

Q.2
戸籍の証明書はどこでもらえますか

A.2
本籍地のある市区町村役場で取ることができます。

Q.3
自分の本籍地がわかりません。どのように調べたらいいですか。

A.3
ご自身の住民票を取る際、「本籍地入り」と指定してください。

Q.4
結婚して元の戸籍から抜けるには、どうしたらいいですか。

A.4
婚姻届を出せば、新しい戸籍が作られるので従前の戸籍から抜けます。

Q.5

離婚したら、姓を変えないといけないのでしょうか。

A.5

離婚したら原則として婚姻前の姓に戻りますが、生活の利便性を考えて、離婚後もそのまま元配偶者の姓を名乗り続けることも可能です。その場合、離婚成立の日から3ヶ月以内に「離婚のときに称していた氏を称する旨の届」を、市区町村役場に提出する必要があります。

Q.6

国際結婚したら戸籍はどうなりますか。

A.6

外国人は日本の戸籍は作れませんが、日本人の配偶者の戸籍に外国人配偶者の婚姻の情報が追加されます。（国籍の選択は外国人配偶者の国籍によってケースが異なります）

Q.7

亡くなった人の戸籍の証明書は入手できますか。

A.7

原則として亡くなった人から見て直系の親族は請求することができます。

それ以外の方は正当な理由がある場合に請求することができます。詳しくは本籍地のある市区町村役場にお問い合わせください。

Q.8

これから出産予定ですが、婚姻歴はありません。子供が産まれたら、子供の戸籍はどうなりますか。

A.8

出産した母親を筆頭者として新たに戸籍が作られます。生まれた子は母親の戸籍に入ります。（遺伝上の父の戸籍には入りません）

Q.9

夫は戸籍の筆頭者になっていますが、夫が亡くなったら筆頭者も変わるのでしょうか。

A.9

筆頭者が亡くなっても筆頭者名はそのままです。

※住民票の証明書は正式名称を『住民票の写し』と言いますが、便宜上ここでは『住民票』と記載しています。本来の住民票とは、役所内に保存してある住民に関する記録の帳簿を意味します。

くらし まもる
（ユキマサのご主人）プロフィール

コスモス通りにある「くらし行政書士事務所」で働く行政書士。マゴコロシティ出身。コスモスタウンで自分の事務所を開いたことがきっかけでユキマサと暮らしはじめる。日々暮らしに役立つ法律の勉強をかかさない真面目な性格。38歳、独身。

ユキマサ プロフィール

日本行政書士会連合会
公式キャラクター

ぼくの名前は「ユキマサ」。コスモス通りで行政書士事務所を開いている、くらしまもる先生がぼくのご主人なんだニャ。まもる先生みたいに、困っているみんなを助けることができる、そんなビッグな猫になるのが夢なんだニャ！

出　身：コスモタウン
誕生日：2月22日
性　別：男
年　齢：5歳
得意技：音をたてずに爪をみがくこと
将来の夢：まもる先生みたいな行政書士
ぼくのヒミツ：ぼくの名前を漢字にすると「行政」なんだって！

令和2年度 行政書士制度広報月間

暮らしや事業のお困りごとなど、
お気軽にご相談ください。

10月に31会場で行政書士無料相談会

暮らしの相談

- 相続・遺産・離婚
- 内容証明
- 成年後見
- 各種契約書
- 交通事故
- 入国・在留手続

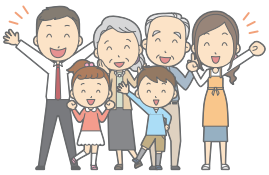

事業の相談

- 車のナンバー変更
- 法人設立
- 建設業許可
- 運送業許可
- 宅建業免許
- 風俗営業許可
- 産業廃棄物処理業許可

予約は必要ですか？

予約は必要ありません。当日、お気軽にお近くの会場へお越しください。

秘密は守ってもらえますか？

行政書士には法律により守秘義務が課せられています。ご相談の内容が外部に漏れることはありませんので、安心してご利用ください。

10月は都合が悪くて相談会に行くことができません。

県内各地の市役所や町役場などで、定期的に相談会を開催しています。14～15ページに定期開催会場の情報を掲載していますので、そちらもご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大状況により、会場の変更や相談会の延期、または中止の可能性があります。事前にご確認ください。

《令和元年度相談会風景》

飯能会場

令和２年度 行政書士制度広報月間 ～10月無料相談会特設会場～

	地　区	日　時	会　場	お問い合せ先
あ	上尾市	10日(土)　10：00～16：00	JR上尾駅前通路	048-776-3367
	朝霞市	10日(土)　13：00～16：00	朝霞市産業文化センター会議室	048-462-2666
	入間市	13日(火)　10：00～16：00	入間市役所１階　市民ギャラリー	04-2968-8422
か	春日部市	20日(火)　13：30～16：00	春日部市役所	048-812-5092
	川口市	17日(土)　10：00～16：00	キュポ・ラ５階　中央図書館前広場	048-223-9840
	川越市	18日(日)　10：00～16：00	ウェスタ川越　会議室１	049-234-6394
	行田市	24日(土)　13：00～17：00	忍・行田公民館	048-564-0104
	久喜市	21日(水)　14：00～16：00	鷲宮総合支所・栗橋総合支所	0480-53-4798
			菖蒲総合支所	〃
		21日(水)　18：00～20：00	ふれあいセンター久喜	〃
	熊谷市	10日(土)　10：00～16：00	八木橋百貨店　東側入口	048-588-6665
	鴻巣市	3日(土)　10：00～16：00	鴻巣市民活動センター	048-577-5183
	越谷市	10日(土)　10：00～15：00	越谷市中央市民会館４階16～18会議室	048-940-3455
さ	さいたま市 大宮区	3日(土)　10：00～16：00	大宮そごう３階 連絡通路	048-682-3305
	〃　浦和区	10日(土)　10：00～16：00	JR浦和駅西口前 浦和コルソ ７階ホール	048-827-0465
	〃　岩槻区	16日(金)　10：00～16：30	にぎわい交流館いわつき	048-757-6336
	坂戸市	10日(土)　10：00～16：00	坂戸市文化施設オルモ	049-289-7144
	幸手市	20日(火)　13：30～16：00	幸手市役所	048-812-5092
	白岡市	21日(水)　14：00～16：00	はぴすしらおか	0480-53-4798
	杉戸町	27日(火)　13：30～16：00	杉戸町役場	048-812-5092
	草加市	22日(木)　9：00～12：00	草加市役所市民相談室	048-922-0562
た	秩父市	24日(土)　13：00～16：00	矢尾百貨店２階ポケットパーク	0494-22-2624
	所沢市	16日(金)　10：00～16：00	ワルツ所沢	04-2937-7610
は	飯能市	10日(土)　10：30～15：30	飯能市民活動センター（丸広百貨店７階）	042-989-9909
	羽生市	27日(火)　13：00～17：00	羽生市役所	048-580-7391
	東松山市	10日(土)　10：00～17：00	ピオニウォーク東松山２階	0493-59-5011
	富士見市	18日(日)　10：00～16：00	ピアザふじみ多目的ホール	049-251-7361
	本庄市	28日(水)　13：00～16：00	本庄商工会議所	050-1390-1995
ま	宮代町	15日(木)　13：30～16：00	宮代町役場	048-812-5092
よ	吉川市	10日(土)　13：00～17：00	吉川市民交流センター　おあしす	048-992-0743

令和2年度 行政書士定期無料相談会

	会　場	実施日	時　間	お問い合せ先
あ	上尾市役所（要予約）	毎月第３火曜日	13：00 ～ 16：00	市民相談室　048-775-4643
	上尾支部事務所	毎週 木・土 （レディースデイ含む）	13：00 ～ 16：00	上尾支部　048-776-3367
	上尾支部事務所 （レディースデイ）	毎月第１木曜日 （相談者・相談員とも女性のみ）		
	朝霞市産業文化センター ２階会議室	日程は朝霞支部に お問い合せください	10：00 ～ 12：00	朝霞支部　048-462-2666
	伊奈町役場	毎月第３水曜日	13：00 ～ 16：00	住民相談室　048-721-2111(代)
	入間市役所（要予約）	毎月第２･第４火曜日	13：00 ～ 15：40	市民相談室　04-2964-1111(代)
	小川町役場	毎月第２金曜日	9：00 ～ 12：00	防災地域 支 援 課　0493-72-1221(代)
	桶川市役所	月初開庁日	13：00 ～ 16：00	秘書広報課　048-786-3211(代)
か	春日部市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	加須市市民プラザかぞ ３階会議室	毎月第１金曜日（祝日の場合は第２金曜日）	（原則）13：30 ～ 16：00 ※10：00～15：00の場合もあり	市民相談室 （加須市民対象） 0480-62-1111(代)　内線 117
	川口市役所（要予約）	毎月第１・第３水曜日	13：30 ～ 16：00	市民相談室　048-258-1110(代)
	川越市役所	毎月第４木曜日	10：00 ～ 16：00	広聴課　049-224-5022
	川越市・クラッセ川越 国際交流センター	毎月第４土曜日	13：00 ～ 18：00	在留資格･VISAの相談 川越市役所国際文化交流担当 049-224-5506
	川島町役場	奇数月の第３水曜日	10：00 ～ 12：00	総務課　049-299-1753
	北本市文化センター	日程は鴻巣支部にお問い合せください		鴻巣支部　048-577-5183
	行田市 VIVAぎょうだ	毎月第２水曜日（要予約）	13：00 ～ 16：00	埼北支部　048-564-0104
	行田商工会議所	奇数月の第４水曜日(要予約)	13：00 ～ 16：30	指導課　048-556-4111
	久喜市 ふれあいセンター久喜	毎月第３水曜日	18：00 ～ 20：00	久喜市役所生活安全課 0480-22-1111(代)　内線 2633
	久喜市鷲宮総合支所	毎月第３水曜日	14：00 ～ 16：00	
	〃　栗橋総合支所			
	〃　菖蒲総合支所			
	熊谷市役所（要予約）	毎月第１月曜日	13：30 ～ 16：30	市民相談室　048-524-1111(代)
	鴻巣市民活動センター	日程は鴻巣支部にお問い合せください		鴻巣支部　048-577-5183
	越谷市中央市民会館	毎月第１金曜日	10：00 ～ 15：00	くらし安心課　048-963-9156
さ	さいたま市北 区 役 所	毎月第４木曜日	13：30 ～ 16：30 ※市内在住者対象 年度内１人1回に 限ります	くらし応援室　048-669-6026
	〃　大宮区役所	毎月第４火曜日		くらし応援室　048-646-3026
	〃　中央区役所	毎月第３金曜日		くらし応援室　048-840-6026
	〃　南 区 役 所	毎月第２火曜日		くらし応援室　048-844-7136
	〃　緑 区 役 所	毎月第１木曜日		くらし応援室　048-712-1137
	〃　岩槻区役所	毎月第４水曜日		くらし応援室　048-790-0128
	坂戸市役所	毎月第２火曜日	10：00 ～ 12：00	市民生活課　049-283-1331(代)
	幸手市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	狭山市役所	毎月第４水曜日	13：00 ～ 15：00	市民相談室　04-2953-1111
	白岡市 はぴすしらおか	毎月第３水曜日	14：00 ～ 16：00	埼葛支部　0480-53-4798
	杉戸町役場	奇数月の 25 日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	草加市役所（要予約）	毎月第４木曜日	9：00 ～ 12：00	広聴相談課　048-922-0566

県内各地で定期的に行政書士の無料相談会が行われています。お気軽にご利用ください。なお、会場によっては事前予約が必要となります。また、会場や開催日が変更になる場合がありますので、お問い合せの上、ご来場ください。

	会　場	実施日	時　間	お問い合せ先
た	秩父市役所	毎月第２火曜日	13：00 ～ 15：00	市民生活課　0494-25-5200
	鶴ヶ島市役所	毎月第２･第４木曜日	13：00 ～ 16：00	地域活動推進課 049-271-1111(代)
	ときがわ町 活き生き活動センター	奇数月の第３月曜日	10：00 ～ 12：00	家族相談支援センター 0493-66-0222
	所沢市役所	毎月第３火曜日	10：00 ～ 12：00	市民相談課　04-2998-9092
	戸田市役所	偶数月の第３月曜日	10：00 ～ 12：00	防犯くらし交通課 048-441-1800(代)
な	長瀞町役場	毎月第３月曜日	13：00 ～ 15：00	総務課　0494-66-3111(代)
	滑川町役場	奇数月の第４木曜日	10：00 ～ 12：00	東松山支部　0493-59-5011
	にいざほっとぷらざ	日程は朝霞支部に お問い合せください	10：00 ～ 12：00	朝霞支部　048-462-2666
は	蓮田市役所	毎月第３火曜日	13：30 ～ 15：30	広報広聴課　048-768-3111
	鳩山町役場	偶数月の第４水曜日 但し12月は 12/16	9：00 ～ 12：00	総務課　049-296-1214
	羽生市商工会（市民プラザ内）	毎月第２火曜日	13：00 ～ 16：00	羽生市商工会　048-561-2134
	羽生市役所	毎月第４火曜日	13：00 ～ 16：00	市民生活課　048-561-1121
	飯能市民活動センター （丸広百貨店７階） ※現在休止、再開後は掲載のとおり	偶数月の第２水曜日	13：30 ～ 15：30	飯能支部　042-989-9909
	東松山市役所分室	偶数月の第３木曜日	13：10 ～ 16：40	広報広聴課　0493-21-1414
	日高市生涯学習センター ※現在休止、再開後は掲載のとおり	奇数月の第２水曜日	13：30 ～ 15：30	飯能支部　042-989-9909
	深谷商工会議所	毎月第４水曜日	9：00 ～ 12：00	経営支援課　048-571-2145
	富士見市サンライトホール	12/11	10：00 ～ 16：00 （予約不要）	前田事務所　049-251-7361
	〃　ピアザふじみ	2/21		
	ふじみ野市役所本庁舎	毎週 月・水・金	13：00 ～ 16：00	市民総合相談室　049-262-9025 （市内在住・在勤者対象、要予約）
	〃　大井総合支所	毎週 火・水・木・金	13：00 ～ 16：00 （但し、第３水曜日を除く）	
	本庄商工会議所	毎月第４水曜日	13：00 ～ 16：00	本庄商工会議所　0495-22-5241
ま	三郷市青少年ホーム	毎月第４火曜日	13：30 ～ 15：30	広聴室　048-930-7724
	宮代町役場	偶数月の第３木曜日	13：30 ～ 16：00	春日部支部　048-812-5092
	三芳町役場（要予約）	11/25・1/20	10：00 ～ 14：00	中山事務所　049-261-7536 【予約先】三芳町役場 総務課 人権庶務 049-258-0019
	毛呂山町役場	毎月第３水曜日	10：00 ～ 15：00	総務課　049-295-2112(代)
や	八潮市役所	毎月第３月曜日	13：00 ～ 16：00	秘書広報課　048-996-2111
	吉川市役所会議室	毎月第１木曜日	13：30 ～ 15：30	庶務課　048-982-9458
	吉見町勤労福祉センター	奇数月の第３木曜日	14：00 ～ 16：00	東松山支部　0493-59-5011
	寄居町商工会	偶数月の第２金曜日	13：00 ～ 16：00	寄居町商工会　048-581-2161
ら	嵐山町役場	偶数月の第３木曜日	10：00 ～ 12：00	地域支援課　0493-62-2152
わ	和光市地域市民センター 和光市 駅前会議室	日程は朝霞支部に お問い合せください	10：00 ～ 12：00	朝霞支部　048-462-2666
	蕨市民会館（要予約）	毎月第４水曜日	13：00 ～ 15：00	市民活動推進室 048-433-7745

たのんでよかった！

行政書士

お気軽にご相談ください

事業に関する相談

- 法人設立
- 建設業許可
- 宅建業免許
- 運送業許可
- 風俗営業許可
- 産業廃棄物処理業許可
- 車のナンバー変更

暮らしに関する相談

- 相続・遺言・離婚
- 各種契約書
- 入国・在留手続
- 内容証明
- 交通事故
- 成年後見

秩父公園橋と雲海

日本行政書士会連合会公式キャラクター
ユキマサくん

埼玉県行政書士会

TEL.048-833-0900 FAX.048-833-0777

〒330－0062 さいたま市浦和区仲町3－11－11（行政書士会会館）

法務大臣認証第114号 行政書士ADRセンター埼玉 TEL.048-833-1132

70th anniversary GYOSEISHOSHI LAWYER SAITAMA

彩りコミュナス Vol.17 令和２年９月20日発行 編集･発行：埼玉県行政書士会 https://www.sglsa.jp